

日本国厚生労働省と中華人民共和国衛生部と

衛生及び医学科学に関する協力覚書

日本国厚生労働省と中華人民共和国衛生部（以下「双方」と略す。）は、両国の衛生保健、医学科学分野における協力の発展について、友好的な協議を通じて、以下の諸点について一致した。

一.

双方は、平等互惠の基礎のもと、各自の国家の法律法規の許す範囲内で、可能な条件に基づき、公的機関間の衛生及び医学科学分野における交流と協力を促進、拡大する。

また、双方は、両国の医療衛生機関、学術団体等の非政府組織及び機構が上述分野における協力を展開することを支持する。

二.

この協力を実現するため、双方は以下を促進する。

1. 衛生及び医学科学分野における情報交換
2. 相互に専門家を相手側で開催する専門会議に参加するよう招聘する
3. 両国衛生機関間の直接の交流及び協力

三.

双方は以下の領域の協力展開を優先して奨励する。

— 新型インフルエンザ

2007年4月8日、日中韓三国保健大臣が「日中韓新型インフルエンザへの共同対応に関する覚書」に署名し、新型インフルエ